

## 第7回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和7年12月23日(火)
- 2 開催時間 午後4時03分開会 午後5時03分閉会
- 3 開催場所 ソネビル 6階講習会室
- 4 出席委員 26名

1番	梶川 毅	2番	荒川 満雄	3番	牧村 康弘
4番	鹿内 淳一	5番	森 耕一	6番	水野 真和
7番	増地 孝昇	8番	中村 光洋	9番	山本 裕慈
10番	工藤 美佐	11番	兒玉 康英	12番	大塚 敏幸
13番	飯田 暢弘	14番	山崎 博之	15番	森 有宏
16番	岸塚 隆弘	17番	横川 和博	18番	野原 香織
19番	廣瀬 貢弘	20番	松金 栄治	21番	梶 宗徳
22番	辻 浩志	23番	落合 憲和	24番	河瀬 勉
25番	室崎 公一	26番	吉田 利彦		
- 5 欠席委員 なし
- 6 議事録署名委員

14番	山崎 博之	15番	森 有宏
-----	-------	-----	------
- 7 議事内容
  - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
  - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
  - (3) 報告第3号 市街化区域内の農地法第5条に係る農地転用届出について
  - (4) 報告第4号 調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
  - (5) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
  - (6) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
  - (7) 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
  - (8) 議案第4号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
  - (9) 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の案の決定について
  - (10) 議案第6号 農用地買入協議要請の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員

事務局長	橋向 弘泰	農地課長	高間 裕一
農地係係長	佐々木 正人	農地係主任	清水 裕貴
農地係主任補	中島 俊喜		

事務局 長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議 長	ただいまより、第7回帯広市農業委員会を開会いたします。
吉田 会 長	(会長より、近況を含め挨拶)
議 長	それでは議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
( 委 員 )	(なし)
議 長	異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 長	報告いたします。
	本日の出席委員は、26名です。
	委員の出席数が定足数に達しておりますことから、本日の総会が成立していることをご報告いたします。
	本日の議事は、開催次第 3.次第 にあるとおり、報告が4件、議案が6件、です。
	(配付資料の確認)
	以上です。
議 長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、14番 山崎委員、15番 森委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
	それでは報告案件に入ります。報告第1号及び第3号につきましては、事前に資料を送付し、内容をご確認頂いておりますので省略いたします。
	また、報告第4号につきましては、関連する内容の議案第5号及び第6号にて一括してご説明いたします。
	では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」報告いたします。
	11月分の調査結果について、鹿内調査委員より報告をお願いします。
鹿内調査委員 長	25日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明 附番47及び48の2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	以上で、11月分の報告を終わります。
議 長	ありがとうございました。
	次に、12月分の調査結果について、廣瀬調査委員長よりお願いいたします。
廣瀬調査委員 長	10日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明 附番49から51の

議 長	<p>3件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。</p> <p>以上で、12月分の報告を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p>
( 委 員 )	<p>以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。</p>
議 長	<p>(なし)</p>
議 長	<p>特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。</p> <p>以上で、報告案件はすべて終了いたしました。</p> <p>これより議案の審議に入ります。</p>
事務局(中島主任補)	<p>議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。</p> <p>農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。</p> <p>(議案第1号、附番21から31の11件の合意解約について朗読・説明)</p> <p>以上附番21から31の11件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。</p>
議 長	<p>それでは審議に入ります。</p>
( 委 員 )	<p>ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(なし)</p>
議 長	<p>ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。</p> <p>次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。</p>
事務局(清水主任)	<p>農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第2号、附番13・19の売買2件、附番14・16の使用貸借2件、附番15・17・20～22の賃貸借5件、及び附番18の贈与1件について調査票に基づき朗読、説明。)</p>
議 長	<p>以上附番13から22の10件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。</p>
議 長	<p>それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番13について、増地委員よりお願いいたします。</p>
増 地 委 員	<p>附番13について意見を申し上げます。</p>

受け人は地域で営農を行っている認定農業者です。申請農地は、昔は河川でしたが、現在は農地として隣接農地と一体で利用されていること、また営農状況についても周辺農地の利用に支障が出ていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないものと考えます。意見は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、附番15について、荒川委員よりお願いいたします。

荒 川 委 員

附番15について意見を申し上げます。

借主は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺で営農を行う農業者です。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないものと考えます。意見は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、附番17について、横川委員よりお願いいたします。

横 川 委 員

附番17について意見を申し上げます。

借主となる法人は、新規で設立されましたが、その中心となる者は地域で営農を行う者です。当該農地は、法人を立ち上げた貸主が自作していた農地であり、周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしておらず、全部利用要件や地域調和要件については問題はないものと考えます。意見は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、附番19について、辻委員よりお願いいたします。

辻 委 員

附番19について意見を申し上げます。

受人は、地域で営農を行っている認定農業者です。これまでも申請農地を賃借し、耕作を行っておりますが、周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしておりませんので、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないものと考えます。意見は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、附番20から22について、中村委員よりお願いいたします。

中 村 委 員

附番20から22について一括して意見を申し上げます。

いずれの借主も、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺で営農を行う農業者です。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。意見は以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは

申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。  
次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を  
議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(佐々木係長)

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の  
申し出について、意見を求めます。

(議案第3号、「1. 農用地利用計画」附番6の農業用施設用地への用途変更  
1件、及び「2. 農地転用計画」附番6の農業用施設の建設1件について調査書  
に基づき朗読・説明)

議 長

それでは、地区担当委員の意見を伺います。

「1. 農用地利用計画」附番6の農業用施設用地、および  
「2. 農地転用計画」附番6の農業用施設用地について、  
辻委員よりお願いいたします。

辻 委 員

附番6について意見を申し上げます。

事務局の説明のとおり、農業振興地域計画の変更は止むを得ないものと  
考えます。意見は以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更について  
ご異議ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更に関し異議の無い旨、帯広市長へ  
回答することといたします。

次に、議案第4号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定に  
ついて」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(佐々木係長)

農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について決定を求めます。

(議案第4号、附番4の農業用施設の建設のための農地転用1件について  
調査書に基づき朗読・説明)

なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致  
していることを確認しております。

議 長


それでは、地区担当委員の意見を伺います。

附番4について、辻委員よりお願いいたします。

辻 委 員	<p>附番4について意見を申し上げます。</p> <p>議案第3号 附番6で申し上げた通り、申請地を転用することは止むを得ないものと考えます。意見は以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。</p> <p>ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについて、ご異議ございませんか。</p>
( 委 員 )	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定しました。</p>
事務局(中島主任補)	<p>次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画の案について決定を求めます。</p>
事務局(中島主任補)	<p>(議案第5号、1. 農地売買等事業分 (1)所有権移転(買入)附番20から23の4件、(2)所有権移転(売渡)附番23の1件、(3)賃借権の設定 附番11～16の6件、(4)利用権移転 附番1の1件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>(同、2. 農地中間管理事業分 (1)賃借権等の設定(借入)の附番23～39の17件、(2)賃借権等の設定(貸付)の附番40～54の15件について、調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>以上につきましては、地域計画区域内の農用地であることから、農業経営基盤強化促進法第21条に基づき、農地中間管理機構への利用権の設定等を行うものです。</p>
事務局(清水主任)	<p>なお、本件につきましては、農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおり認可申請されれば、会長専決により即日公告を行うものです。</p>
議 長	<p>ここで、前回総会においてご質問のあった件について回答いたします。</p> <p>(「農地中間管理事業における請求書、賃料の支払い、相続等」について説明)</p> <p>それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。</p>
( 委 員 )	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、原案のとおり決定し、農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおり認可申請されれば、会長専決により</p>

		即日公告を行うこととします。
		次に、議案第6号「農用地買入協議要請の決定について」を議題といたします。
		議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(中島主任補)		農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、
		次の農用地買入協議要請について決定を求めます。
		(議案第6号、附番13の1件について、調査書に基づき朗読・説明)
		以上につきましては、農地中間管理機構による買入が特に必要と認められること
		から、帯広市長に対し、同機構による買入協議を行うよう要請するものです。
議 長		それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは
		農用地買入協議要請を決定することについてご異議ございませんか。
( 委 員 )		(なし)
議 長		ご異議が無いようですので、本件は帯広市長に対して
		農用地買入協議の要請をすることに決定いたしました。
		以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
		予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから
		何かございませんでしょうか。
( 委 員 )		(なし)
議 長		特に無いようですので、以上で終了いたします。
		次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局(清水主任)		(事務局から連絡事項の説明)
議 長		ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
( 委 員 )		(なし)
吉 田 会 長		(会長より、年末を迎えるにあたっての挨拶)
議 長		以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長		ご起立願います。お疲れさまでした。

本会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名捺印する。

議長 吉田 和彦 

署名委員 山崎 博之 

署名委員 森 有宏 